

仕様書

1 概要

(1) 件名

益田中学校その他の公共施設（11契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2) 需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

2 仕様

(1) 需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙「対象施設1」及び「対象施設2」のとおり

(2) 受給期間

次のア及びイに掲げる施設の区分ごとに、当該ア及びイに定めるとおり。

ア 対象施設1 令和5年9月1日以後の最初の検針日の0:00から令和6年4月1日以後の最初の検針日の前日の24:00まで

イ 対象施設2 令和5年11月1日以後の最初の検針日の0:00から令和6年4月1日以後の最初の検針日の前日の24:00まで

(3) 需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が、100%であること。

イ アの環境価値について、益田市（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(※参考：<http://there100.org/going-100>)

3 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次のア又はイに掲げる契約の区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定型契約

(ア) 電気料金

契約ごとに基本料金単価及び夏季、その他季その他の区分ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量及び使用電力量の実績に応じて算定する

ものとする。また、中国電力株式会社が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

(イ) 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、中国電力株式会社が適用する燃料費調整項及び市場価格調整項により算定された燃料費等調整単価により算定するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

(ウ) 再エネ賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、中国電力株式会社の標準供給条件により算定するものとする。

(エ) 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 独自燃料費調整額設定型契約

(ア) 電気料金

契約ごとに基本料金単価及び夏季、その他季その他の区分ごとの電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量及び使用電力量の実績に応じて算定するものとする。また、標準供給条件に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

(イ) 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、発注者と契約者間で契約時に取り決めした燃料費調整額算定諸元に基づき算定された燃料費調整単価により算定を行うものとする。

(ウ) 再エネ賦課金

再エネ賦課金は、中国電力株式会社の標準供給条件により算定するものとする。

(エ) 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールによりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該利用明細は、発注者が随時確認し、及び容易に加工編集ができるよう、CSV又はExcel形式の電子データで提供しなければならないものとする。

ウ 電気・ガス価格激変緩和対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(3) 調整後排出係数の確認資料等

受注者は、次のア及びイに掲げる資料を、当該ア及びイに定める期限内に発注者に提出しなければならない。

- ア 使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気であることが確認できる資料（任意様式）：契約年度における電力供給の終了する日の翌月20日
- イ 非化石証書の写し：発注者及び受注者で協議により定める期間内（当該証書の写しが前項第6号の供給条件の仕様を満たさない場合において、追加で購入した証書により補修をする場合は、別途定める期間内）

4 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 2020年度に開設された容量市場により、2024年4月以降に受注者が負担する容量抛し金に応じて、契約単価の変更を行おうとする場合は、十分な期間の猶予を設けて発注者に対し協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、契約単価の変更が不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、中国電力株式会社の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

5 入札等における留意事項

本業務の契約に係る入札等に参加するもの（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に定めるところにより競争価格の提示を行わなければならない。

- (1) 入札等において提示する価格に係る燃料費等調整額は、2022年6月から2023年5月に適用される単価を用いること。
- (2) 3(1)イの独自燃料費調整額設定型契約での価格提示を行う場合は、入札等に際し、独自燃調費設定に関する根拠資料を併せて提出すること。
- (3) 落札後の毎月の請求は、入札等において用いた電気料金の算定方法に基づき行うこと。
- (4) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。